

## 8. 学群学生の授業科目の履修方法等に関する要項

平成 18 年 3 月 1 日  
副 学 長 裁 定  
改正 平成 18 年 11 月 8 日  
平成 19 年 3 月 27 日  
平成 20 年 2 月 26 日  
平成 21 年 3 月 2 日  
平成 21 年 7 月 31 日  
平成 23 年 3 月 31 日  
平成 24 年 3 月 31 日  
平成 25 年 3 月 31 日  
平成 26 年 3 月 6 日  
平成 27 年 3 月 17 日  
平成 28 年 3 月 15 日  
平成 31 年 2 月 19 日  
令和 元年 7 月 31 日  
令和 元年 10 月 20 日  
令和 2 年 3 月 3 日

(趣旨)

1 学群学生の授業科目の履修方法、単位の振り替え及び単位認定の対象となる学修に関する基準等については、他に別段の定めがあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(共通科目的履修方法等)

2 筑波大学学群学則（平成 16 年法人規則第 10 号。以下「学群学則」という。）第 24 条第 2 項に規定する基礎科目のうち「共通科目」の区分及び修得しなければならない単位数は次の表のとおりとする。

区 分	単 位 数
総 合 科 目	3 単位（フレッシュマン・セミナー、学問への誘いを含む）以上で、学群・学類で定める単位
体 育	2～3 单位
外 国 語 (第 1 外国語)	学群・学類で定める単位（ただし、4 単位以上）
外 国 語 (第 2 外国語)	学群・学類で定める単位
情 報	4 単位（情報リテラシー、データサイエンス）
国 語	学群・学類で定める単位
芸 術	学群・学類で定める単位

3 前項の共通科目的履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 「総合科目」のうち、フレッシュマン・セミナー及び学問への誘いは、入学した年次において履修することを標準とする。学士基盤科目については、卒業までの間に 1 単位以上、年次に相応しい科目を履修するものとする。
- (2) 「体育」の単位のうち 2 单位は、入学した年次及び第 2 年次にそれぞれ 1 単位を修得することを標準とする。
- (3) 「外国語」は、原則として 2 年次までに履修することを標準とする。
- (4) 「情報」は、入学した年次に履修することを標準とする。
- (5) 「国語」は、必修とする学群・学類にあっては、入学した年次に履修することを標準とする。
- (6) 「芸術」は、当該学群の履修細則に基づく学修計画に沿って履修するものとする。

(教育職員の免許等取得に関する授業科目及び履修方法)

- 4 学群学則第26条に規定する教育職員の免許等の取得に係る授業科目及びその履修方法は、別表第1から別表第13までのとおりとする。

(秋学期入学者に対する教育課程)

- 5 秋学期に入学した者（以下「秋学期入学者」という。）の1年次における教育課程については、別表第14のとおりとし、入学後の標準的な履修については、別表第15のとおりとする。

(履修を中断した授業科目の継続履修及び単位の授与)

- 6 学群学則第47条第1項に規定する休学の許可を受けたもののうち、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）で学修することを目的として休学した場合若しくは学群学則第51条第1項の規定に基づき留学した場合は、筑波大学における履修を中断した授業科目について、次項から第11項に定めるところにより継続履修及びそれに伴う単位認定を行うことができるものとする。
- 7 前項の規定により学生が、継続履修を申請することができる授業科目は、休学又は留学した年度に履修を中断した授業科目で、翌年度において開設されている授業科目とする。
- 8 学生が、継続履修を申請することができる授業科目の中断期間は、原則として1年以内とする。

(継続履修申請)

- 9 継続履修を申請しようとする学生は、休学又は留学期間終了後2週間以内に、履修を中断した授業科目のうち継続履修を希望する授業科目について、あらかじめ当該授業科目の担当教員の許可を得た上、別記様式第1号の継続履修申請書を所属学群長に提出しなければならない。

(単位の授与)

- 10 前項の規定により継続履修した授業科目については、次の各号に該当する場合に限り、単位を授与することができる。
- (1) 当該授業科目を履修した期間が、中断前と中断後の期間を合算して通常の履修期間と同等以上である場合
- (2) 当該授業科目の履修について、中断しないで履修し、単位を授与したものと同等以上の教育効果が得られたものと判断される場合

(履修報告及び単位認定申請)

- 11 筑波大学学群学生の他大学等における授業科目の履修等に関する法人細則（平成17年法人細則第18号）第5条に規定する履修報告書は別記様式第2号、第9条第1項に規定する単位認定申請書は別記様式第3号、及び同条第2項に規定する単位認定通知書は別記様式第4号のとおりとする。

(単位を与えることのできる学修)

- 12 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号。次項において「告示」という。）第11号の規定に基づき、筑波大学が単位を与えるもののは、別表第16及び第17のとおりとする。
- 13 学群長は、別表第16及び第17に定めるものほか、告示第11号の規定に基づき、筑波大学で単位を与えるときは、当該授業科目を開設する教育組織等があらかじめ設定した基準以上の成果を、単位と認める基準として定め、全学教育課程委員会の議を経て、教育を担当する副学長の承認を得なければならない。

附 記

この要項は、平成18年3月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成18年11月8日から実施し、改正後の学群学生の授業科目の履修方法等に関する要項の規定は、同年4月1日から適用する。

附 記

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成21年4月1日から実施し、平成21年度入学者から適用する。

附 記

この要項は、平成21年8月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成23年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成27年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要項は、平成31年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この要項は、令和元年10月1日から実施する。

附 記

この要項は、令和2年4月1日から実施する。ただし、この要項による改正後の第3項第1号の規定は、平成31年度以降に筑波大学に入学した者から適用する。

附 記

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

別表第1～第13（略） IV 教育職員免許状等の資格取得に必要な科目の履修方法 参照

別表第14、15（略） I 学修 8.秋学期入学者の基礎科目等の履修 参照

別紙様式第1号～第4号（略）

別表第16(第13項関係)

（公益法人が実施する技能審査及び英語能力判定のための学修修了について）

「日報機関」(1926) に於ける「政治小説」

別表第17（第13項関係）

## 筑波大学が単位を与えることができる学修について（英語能力判定のための学修）

学群・学類等		※ TOEFL ペーパー版テストの点数 【インターネット版テストの点数】	※ TOEIC	※ IELTS
人文・文化学群	人文学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	比較文化学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	日本語・日本文化学類	565点以上【86点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
国際学群	社会学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	国際総合学類	567点以上【86点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
人間学群	教育学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	心理学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	障害科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
生命環境学群	生物学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	生物資源学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	地学科類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
理工学群	数学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	物理学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	化学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	応用理工学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	工学システム学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	社会工学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
情報学群	情報科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	情報メディア創成学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	知識情報・図書館学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
医学群	医学類	600点以上【100点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	800点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	7.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	看護学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
	医療科学類	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
体育専門学群		550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
芸術専門学群		550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)
共通科目	グローバルコミュニケーション教育センター	550点以上【79点以上】 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	730点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)	6.0点以上 English Presentation Skills I, II(計2.0単位)

(注) TOEFLは550点【79点】、TOEICは730点、IELTSは6.0をグローバルコミュニケーション教育センターで定める最低の基準とし、学類・専門学群にあつそれ以上でなければならない。

## 9. 筑波大学学群試験実施要項

〔平成18年3月1日〕  
副学長裁定

(趣旨)

1. 国立大学法人筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第34条及び第35条に規定する学群の授業科目の試験（以下「科目の試験」という。）の実施については、この要項の定めるところによる。

(科目の試験の期間)

2. 科目の試験は、原則として、期末試験（学期中に期間を定めて行うものをいう。以下同じ。）期間に実施するものとする。

(科目の試験の方法)

3. 科目の試験は、当該授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が筆記試験、口述試験、実技試験その他の方法により行うものとする。

(学生証の提示)

4. 科目の試験を受ける学生（科目等履修生を含む。以下同じ。）には、科目の試験時間中、学生証（科目等履修生にあっては、身分証明書。）を机上に提示させるものとする。

(科目の試験の結果報告)

5. 担当教員は、原則当該試験期間終了後2週間以内に、別表第1に規定する報告記号により、科目の試験結果を当該授業科目開設学群長に報告しなければならない。

(評価の特例)

6. 2つの学期にわたり授業を行う科目は、学期ごとに科目の試験を行い、その結果をその都度評価し、かつ、最終学期において総合評価するものとする。

(追試験)

7. 病気その他やむを得ない理由により、科目の試験を受けることができなかつた学生については、当該授業科目開設学群長が特に必要があると認める場合に限り、追試験を行うことができる。

(追試験の手続)

8. 追試験の受験を希望する学生には、期末試験にあっては当該試験期間の初日から2週間以内に、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については当該試験期間の最終日から2日以内に、別記様式第1号の追試験願を所属学群長を経て当該授業科目開設学群長に提出させるものとする。

(追試験の実施期限)

9. 追試験の実施期限は、春学期の期末試験に係るものについては秋学期の第2週まで、秋学期の期末試験に係るものについては3月25日とし、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については当該期末試験終了後1週間以内とする。

(追試験の結果報告)

10. 担当教員は、春学期の期末試験に係るものについては追試験終了後1週間以内に、秋学期の期末試験に係るものについては3月25日までに、卒業予定者の卒業判定に係る科目の試験については当該追試験終了後2日以内に、別表第1に規定する報告記号により、追試験の結果を当該授業科目開設学群長に報告しなければならない。

(成績の通知)

11. 科目の試験結果については、あらかじめ指定された目時に受験者に通知する。

(成績の評語)

12. 成績の評語は、学群学則第35条第1項に定めるところにより表すものとし、その基準は、別表第1のとおりとする。

(不正行為)

13. 科目の試験の際に学生が不正行為を行った場合は、人文・文化学群、社会・国際学群、人間学群、生命環境学群、理工学群、情報学群又は医学群にあっては学類教育会議及び学群運営委員会、体育専門学群及び芸術専門学群にあっては専門学群教育会議（以下「教育会議等」という。）の議を経て学群長が次のいずれかの措置を講ずる。

(1) 当該授業科目の受験の無効

(2) 当該学期の全授業科目の受験の無効

14. 前項の不正行為は、同項に規定する措置のほか、学群学則第60条に規定する懲戒の対象となる。

(雑則)

15. この要項に定めるもののほか、科目の試験の実施に関し必要な事項は、教育会議等においてその都度定める。

(附記)

この要項は、平成18年3月1日から実施する。

(附記)

この要項は、平成19年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者にあっては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

(附記)

この要項は、平成23年4月1日から実施する。ただし、この要項改正前に筑波大学に入学した者のドイツ語に係る検定試験の実施にあっては、この要項の一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

(附記)

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

(附記)

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

別表第1（第5項、第10項及び第12項関係）

評語	GP (評価点)	評価基準	参考（100点満点での目安）
A+	4. 3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	3	到達目標を達成している	70～79点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

別記様式第1号（略）

## 10. 履修科目登録単位数の上限設定及び早期卒業制度の実施に関するガイドライン

〔平成18年3月1日  
学群・学類連絡会〕

### (履修科目の登録の上限の基本方針)

1. 国立大学法人筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第33条に規定する履修科目の登録の上限については、次に掲げることを踏まえて要件及び単位数を定めるものとする。

項目	基本方針	備考
1年間の履修科目登録単位数の上限	筑波大学としての上限は45単位とし、各学群・学類においては、それぞれの教育課程等を踏まえ、この範囲内で適切な上限を定める。	(左記単位数設定の考え方) 単位制度の実質化を図るという本制度の趣旨を踏まえつつ、筑波大学の教育課程の特色及び「教職に関する科目」等の取り扱いを勘案し、筑波大学における適切な上限単位数を設定した。
「所定の単位を優れた成績をもって修得した学生」を認定する基準	各学群・学類において、修得単位数、成績評価、必修科目的修得状況等による適切な基準を定める。	
上限を超えて履修科目の登録を認める場合の1年間の上限単位数	55単位を標準とし、各学群・学類において適切に定める。	
対象者（上限を超えた履修登録の許可を申請できる者）	第2年次から第4年次（原則として、修業年限を超えて在学している学生を除く。）までとする。ただし、学期単位で上限を定め、学期毎に上限を超えた履修登録の審査・認定を行う体制が整備されている場合は、第1年次の第2学期から申請を可能とする。	
申請時期（上限を超えた履修登録の許可を申請する時期）	原則として、履修申請期限内で、認定手続きに係る期間を考慮した時期とする。	
認定方法（上限を超えた履修登録を審査・認定するための手順）	学群・学類の対応委員会において、基準に基づき審査の上、学類及び学群の教員会議（人文・文化、社会・国際、生命環境、理工及び情報学群にあっては学群運営委員会。以下同じ。）で認定する。	

### (早期卒業の基本方針)

2. 学群学則第40条に規定する早期卒業の基準については、次に掲げることを踏まえて定めるものとする。

項目	本方針
学修の成果に係る評価の基準（授業に係る成績評価の基準）	学期末の試験のみでなく、学生の授業への出席状況、宿題への対応状況、レポート等の提出状況等、日常の学生の授業への取組と成果を考慮した多元的な基準を、各学群・学類において適切に定める。
学校教育法第55条の3に規定する卒業の認定の基準	各学群・学類において、修得単位数、成績評価、卒業論文／卒業研究等により、入学時からの成績を段階的に判定し、評価できる適切な基準を定める。
公表の方法	各学群の履修に関する部局細則に係る事項及び全学的な共通事項は履修要覧に掲載する。 その他制度の運用に関し必要な事項の公表については、シラバスやホームページ等、各学群・学類において取り組む。
履修科目として登録することができる単位数の上限設定及びその適切な運用	前項に準じて検討する。

対象者（早期卒業の希望者として適格な者）	各学群・学類において、各年次において前項の「所定の単位を優れた成績をもって修得した学生」を認定する基準を満たした者で、指導を行う上で適格者と判断するための基準を定める。
申請時期（早期卒業希望者が申請をする時期）	各学群・学類において、早期卒業のための授業計画等を考慮し、適切に定める。
認定方法（早期卒業希望者の適性及び早期卒業の審査・認定を行うための手順）	学群・学類の対応委員会において、上記の「学修の成果に係る評価の基準（授業に係る成績評価の基準）」に基づき審査の上、学類及び学群の教員会議で認定する。
卒業時期	各学群・学類において、学期の区分に従い、適切に定める。

（関連事項）

3. 前2項の規定にかかわらず、各学群及び学類において次の事項に留意のうえ、学群教育の運営に関する自己点検を行うものとする。

項目	基本方針
責任ある授業運営のための取組	教室外の学習についても学生の自主性にのみ任せのではなく、例えばシラバスに明記する等の方法により、学生が事前に行う準備学習や事後の学習、レポートの提出などについて十分な指示を与える等、各学群・学類において取り組む。
厳格な成績評価のための取組	成績評価基準を明記した上で、これに基づいた成績評価が行われるよう、各学群・学類において取り組む。
適切な学習指導・相談体制の整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上限設定に係る履修指導（科目相互の履修順序を明確化、モデル的なコースを提示等）</li> <li>・上限を超えた履修登録を許可した場合の履修指導（履修すべき科目の提示等）</li> <li>・早期卒業を想定した授業計画（卒業論文、卒業研究の着手条件、時期、期間、指導体制等）</li> <li>・成績評価基準</li> <li>・早期卒業の認定の基準</li> <li>・オフィスアワーの設定</li> <li>・その他上限設定、早期卒業、責任ある授業運営、厳格な成績評価等に関し必要な事項</li> </ul>
a) 日常的に履修指導を行いうる指導大学教員等	クラス担任制度の活用の他、効果的な履修指導が行えるよう、各学群・学類において整備する。
b) ガイダンス等の実施	新入生オリエンテーションや各学年ガイダンス等、各学群・学類において取り組む。

（付記）

4. このガイドラインは、平成18年3月1日から実施する。  
 5. このガイドラインは、平成18年4月1日から実施する。  
 ただし、このガイドライン改正前に筑波大学に入学した者にあっては、このガイドライン一部改正にかかわらず、なお従前の例による。

## 11. 筑波大学学群学則第54条第1項第3号の規定の適用に関する取扱いについて

〔 平成19年2月20日  
教育担当副学長決定  
改正 令和2年3月3日 〕

1 この決定は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。以下「学群学則」という。）第54条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号の「年間15単位以上（医学類にあっては、これに相当する単位又は授業科目の履修）を修得することができない者（特別の理由により、あらかじめ学群長等の許可を受けた者を除く。）」に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 「特別の理由により、あらかじめ学群長等の許可を受けた者」とは、次の各号のいずれかに該当する者で、学群長等が年間15単位以上を修得することが困難と認めたものとする。
- ア 学群学則第47条に規定する休学を許可され、又は命じられた者
  - イ 学群学則第51条に規定する留学を許可された者
  - ウ 学群学則第60条に規定する停学を命じられた者
  - エ 筑波大学学群試験実施要項（平成18年3月1日副学長裁定）第13項に規定する措置を受けた者
  - オ 当該学年において、特別の履修を許可された者
  - カ 傷病、障害、その他やむを得ない事情がある者
  - キ アからカまでに規定する以外の理由により、年間15単位以上を修得することができない者であって、修学を指導することにより、翌年度年間15単位以上修得することが可能と認められるもの。ただし、2年間（アからカまでの規定により許可を受けた期間を除く。）継続して、年間修得単位が15単位未満である者を除く。

(2) 前号オの適用について

前号オについては、当該年度内に卒業が予定されている者のうち、年度当初において、年間15単位未満の単位修得により卒業要件を満たす予定で、かつ、卒業研究等の受講を認められたものが、卒業を延期せざるを得なくなった場合に適用する。

この場合において、当該者は、クラス担任教員又は卒業研究等の指導教員による卒業を延期すべき理由を付した特別履修許可願を所属学類長等（専門学群を除く。）を経由して、所属学群長等に提出し、許可を得るものとする。

なお、学群長等は、特別な履修を許可した者について、教育を担当する副学長に報告するものとする。

(3) 第1号カの適用について

学群長等は、第1号カを適用したときは、当該者に対し、履修結果及び今後の履修計画について指導を行うとともに、年間15単位以上を修得できない理由を証明する書類を提出させるものとする。

(4) 第1号キの適用について

学群長等は、第1号キを適用したときは、当該者に対し、履修結果及び今後の履修計画について指導を行うとともに、年間15単位以上修得することに努める旨の誓約書を提出させるものとする。

(5) 適用除外

前各号の規定にかかわらず、学群学則第4条に規定する在学年限内での卒業ができないことが明らかな者については、適用しない。

2 その他

この決定の適用及び解釈に疑義が生じた場合は、学群教育会議の議を経て、教育を担当する副学長が決定する。

#### 附 記

- 1 この決定は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 この決定の実施の際現に学群学則第54条第1項第3号の規定に基づき、学群長の許可を受けている者については、この決定の規定により許可を受けたものとみなす。

#### 附 記

この決定は、令和2年4月1日から実施する。

## 12. 筑波大学 GPA 制度に係わる実施要項（学群）

平成24年7月17日  
平成24年度第4回学群教育会議決定  
改正 平成27年 3月17日  
改正 平成28年 2月16日

### （目的）

第1条 この要項は、筑波大学（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）を算出する制度を定めることにより、学生の学習意欲を高めるとともに、筑波スタンダードが掲げる教育の質の保証について一層の具体化を進め、適切な修学指導に資することを目的とする。

### （評価及びGP）

第2条 学群学則第35条及び筑波大学学群試験実施要項に定める成績の評語、及びグレード・ポイント（各評価に与えられる数値（評価点）。以下「G P」という。）は、次表のとおりとする。

評語	GP (評価点)	評価基準	参考 (100点満点での目安)
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89点
B	3	到達目標を達成している	70～79点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69点
D	0	到達目標を達成していない	60点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

### （G P Aの種類と算出方法）

第3条 当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としてのG P A（以下「学期G P A」という。）並びに在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標としてのG P A（以下「累積G P A」という。）の2種類とする。

2 学期G P A及び累積G P Aの計算式は、次の各号の定めるところによるものとし、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとする。

#### （1）学期G P Aの計算式

$$\text{学期G P A} = \frac{\text{(当該学期の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2)}{\text{当該学期の総履修登録単位数}}$$

#### （2）累積G P Aの計算式

$$\text{累積G P A} = \frac{\text{(全期間の「A+」の単位数} \times 4.3 + \text{「A」の単位数} \times 4 + \text{「B」の単位数} \times 3 + \text{「C」の単位数} \times 2)}{\text{全期間の総履修登録単位数}}$$

#### (GPA対象科目)

第4条 当該学群の履修細則に規定する卒業要件に係わる授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の授業科目については、学期GPA及び累積GPA対象科目から除くものとする。

- (1)本学で修得した単位と認定された授業科目
- (2)第2条に定める「P」又は「F」で評価される授業科目
- (3)学類長からの要請を踏まえ学群長が指定する授業科目

#### (成績評価の厳格化)

第5条 学群長及び共通科目等運営部会長は、関係学類又は関係共通科目等における成績評価分布の目標をあらかじめ定め、公表するものとする。

#### (成績通知と成績証明書)

第6条 各学期の成績通知においては、学期GPAと累積GPAを記載するものとする。

2 成績証明書にGPAを記載する場合には、算出方法などをあわせて記載する。

#### (雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、GPAの実施に関し必要な事項は、学群教育会議の議を経て、副学長（教育担当）が別に定める。

##### 附則

この要項は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度入学者から適用する。

##### 附則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

##### 附則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

# GPA 制度への QA 学生用

2016. 3

## [平成 25 年度 GPA 制度導入時の概要と変更点]

- 平成 25 年度学群入学者から、GPA が適用されます。
- 評語 A が A+ と A に分割され、成績は A+, A, B, C, D の 5 段階評価となります。
- 履修放棄した科目的評価は D または F になります。

## [平成 28 年度からの変更点]

- 平成 28 年 4 月 1 日から GP (評価点) が次のように改定されます。

評語	A+	A	B	C	D	P	F
新 GP	<b>4.3</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	0	—	—
旧 GP	4	3	2	1	0	—	—

- 新しい GP は、GPA 対象学生（平成 25 年度以降入学の学群生）全員に適用されます。
- GP の改定は過去に遡って適用され、累積 GPA と平成 27 年度までの学期 GPA は、新 GP による値に計算しなおされます。
- 平成 28 年 4 月 1 日以降、TWINS の成績確認画面、成績証明書、及び保護者への成績通知における GPA は、新 GP により再計算された値となります。
- 平成 27 年度秋学期の成績通知における GPA は旧 GP による計算ですが、平成 28 年 4 月以降に TWINS で表示される GPA は新 GP で再計算した値です。再計算に関する保護者への説明は、平成 28 年春学期の成績通知送付時（平成 28 年 9 月）に行います。

Q1 GPA とは何ですか？

A1 GPA は Grade Point Average の略称で、アメリカにおいて行われている学生の到達度評価方法の一種です。授業科目ごとの成績を何段階かで評価し、評語に対してグレードポイントを付与してその平均を計算したものです。

A+ や A が多く、C や D が少ないと GPA の値が大きく（良く）なります。履修放棄があると D を増やすことになり、GPA の値が小さく（悪く）なります。履修した科目は確実によい評価をとることが基本です。

Q2 GPA 制度を導入する目的は？

A2 成績の状況を具体的に示されることによって、学生は自分に合った履修計画を立てられます。筑波スタンダードが掲げる教育の質の保証の具体化につながります。

Q3 いつから GPA 制度が導入されますか？

A3 平成 25 年度以降の学群入学者に導入されます。平成 24 年度以前の入学者は GPA は計算されず、表示もされません。また、大学院への導入時期は未定です。

Q4 GPA はどこに表示されますか？

A4 TWINS の成績確認画面及び保護者に送付する成績通知書に表示されます。

Q5 成績評価の基準は変わりますか？

A5 はい、平成 25 年度から成績の評語と基準が次表のように変わります。学群・大学院を問わず、成績評価が 5 段階で行われます。A+, A, B, C と P が合格で単位修得でき、D と F が不合格で単位修得できません。授業に出ることをやめ、履修を放棄した場合、平成 24 年度までは TWINS で成績を参照

した際に D でなく「一」が表示されることがありましたが、平成 25 年度からは履修放棄は全て不合格（D または F）となります。

評語	GP (評価点)	評価基準	参考 (100 点満点での目安)
A+	4.3	到達目標を達成し、きわめて優秀な成績をおさめている	90 点以上
A	4	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80～89 点
B	3	到達目標を達成している	70～79 点
C	2	到達目標を最低限達成している	60～69 点
D	0	到達目標を達成していない	60 点未満
P	—	定められた学修水準に到達している	—
F	—	定められた学修水準に到達していない	—

Q6 履修登録の取り消しは可能ですか？

A6 当該科目の履修登録期間内であれば TWINS で履修の取り消しができます。期間後に取り消すことはできません。やむを得ない事情がある場合は、履修申請変更願を学群長に提出してください。

Q7 履修科目が不合格だった場合の影響は？

A7 平成 24 年度までの入学者の場合、従来もこれからも、成績証明書等に不合格科目は表示されず、不合格の多寡は第三者に判りません。平成 25 年度以降入学者の場合、成績証明書に不合格科目が表示されない点は同じですが、GPA から不合格の多さが推測できます（不合格の科目も GPA 計算の分母に算入されるため）。

Q8 GPA 計算の対象となる科目は？

A8 当該学群・学類の学群履修細則に規定する卒業要件に係わる科目が対象になります。ただし、卒業要件に含まれる場合であっても、本学で修得した単位と認定された授業科目、P または F で評価される授業科目は除外します。これ以外に GPA 計算の対象から除外する科目がある場合は、各学群・学類の学群履修細則に示されています。

Q9 GPA の計算方式は？

A9 GPA の対象科目を用いて計算します。「学期 GPA」は当該学期における学修の成果を示す指標で、当該学期の GPA 対象科目について基準時点（決められた日時）の GPA を算出したものです。「累積 GPA」は入学以来の全期間の学修の成果を示す指標で、入学以来の GPA 対象科目全てについて GPA を算出したものです。計算式は以下のとおりです。

$$GPA = \frac{(A+) の単位数 \times 4.3 + A の単位数 \times 4 + B の単位数 \times 3 + C の単位数 \times 2 + D の単位数 \times 0}{GPA 対象科目の総履修登録単位数}$$

なお、GPA は小数点第 2 位までとし、小数点第 3 位以下は切り捨てます。

参考のために簡単な計算例を示します。新入生の春学期の学期 GPA と累積 GPA は同じ値ですが、秋学期以降は異なります。

		A+	A	B	C	D	計	GPA
春学期	単位数	10	5	5	0	0	20	3.90
	GP	43	20	15	0	0	78	
秋学期	単位数	5	0	0	5	10	20	1.57
	GP	21.5	0	0	10	0	31.5	
秋学期時点の累積	単位数	15	5	5	5	10	40	2.73
	GP	64.5	20	15	10	0	109.5	

Q10 成績証明書に GPA は表示されますか？

A10 GPA が表示される成績証明書と、表示されない成績証明書があります。発行する際に学生自身が選択することができます。

Q11 GPA はいつ計算されるのですか？

A11 学期 GPA と累積 GPA は春 C と秋 C の成績入力期限直後の決められた日時に計算されます。その日以降に成績評価が変更されても学期 GPA には反映されません。累積 GPA は成績証明書を発行する都度、その時点の成績で再計算されますが、TWINS の画面には次の学期 GPA 計算時まで反映されません。

Q12 成績がついていない科目は GPA にどう影響しますか？

A12 成績が確定していない科目は GPA 計算に含みません。成績が確定した時点からは前項と同様です。

Q13 総合科目や体育など、履修制限を受けて第 2 希望の科目になったのですが、それでも GPA 計算の対象になりますか？

A13 はい、受講調整の有無と成績評価は無関係で、GPA 計算の対象になります。

Q14 他学群・他学類の開設科目も GPA 計算の対象になりますか？

A14 学群履修細則で卒業要件の対象となっている科目はすべて原則として GPA 計算の対象になります。GPA 計算の対象外となる科目は学群履修細則に明示されます。

Q15 資格関係の科目も GPA 計算の対象になりますか？

A15 資格取得のための科目であっても、学群履修細則で卒業要件の対象で、GPA 計算の対象外でなければ GPA 計算対象です。

Q16 留学先や他大学でとった成績は GPA に反映されますか？

A16 筑波大学とは評価基準が異なるので算入できません。入学前の修得単位も同じです。

Q17 GPA はどのように使われますか？

A17 主に修学指導に使われる事を想定しています。

Q18 GPA が一定水準に達しないと、退学勧告が行われるのですか？

A18 現時点ではそのような利用は考えていません。

Q19 再履修した科目は、どちらの成績が GPA に反映されますか？

A19 どちらの成績も GPA の計算対象となります。分母には延べ単位数が加算されます。

## 13. 学群学生の大学院授業科目履修を許可する取扱い

〔平成18年12月14日〕  
〔教育研究評議会承認〕

改正 平成23年2月15日

改正 平成25年2月22日

改正 平成28年3月15日

改正 令和2年2月18日

### (趣旨)

学士課程の教育においては、専門の骨格を正確に把握させると同時に、学生が広い視野を持ち学問を総合的に把握し、課題を探求できるような幅広い教育を施すことが重要である。

また、大学院は教育機関としての本質を踏まえ、大学院教育の実質化、国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

このため、本学では、学群において優秀な成績を修め、かつ、筑波大学の大学院（以下「本大学院」という。）に進学を希望する学生には、高度の専門知識と深い思考力を養い、もって、本大学院入学後の大学院初期（導入）教育に資すること及び本大学院に進学を希望する学群学生に対し、より早い段階で大学院進学の動機付けを行うことを目的として、指定された大学院の授業科目の履修を認めるものとする。

なお、実施に当たっては、責任ある授業運営と厳格な成績評価の実施の具体的な取り組みを行うこととし、学群教育においては、単位制度の実質化（単位制度の趣旨に沿った十分な学習量の確保）、大学院においては、教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）の取組が十分に対応できていることに留意するものとする。

### (履修の資格)

1 大学院の授業科目（東京キャンパスの専ら夜間の研究群、専攻及び学位プログラムを除く。以下同じ。）を履修することができる学群学生は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第3年次（秋学期入学者は第3年次3月、医学群医学類は第5年次）終了時点で、学生が所属する学群・学類（以下「学群等」という。）において成績優秀と認める者

— 成績優秀と認める者の基準については、学群等において関係学術院・研究群・専攻（以下「学術院等」という。）と調整の上、別に定める。 —

(2) 本大学院に進学を希望する者

### (履修の手続)

2 大学院の授業科目履修を希望する学群学生は、次の手続を行うものとする。

(1) 別記様式第1号の履修願、第3号の大学院授業科目登録申請書、第4号の単位修得状況調書、成績証明書を所属する学群長に申請する。

(2) 申請時期は別途定めるものとする。

### (履修の制限)

3 大学院の授業科目履修に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 履修可能な授業科目は、原則として 10 単位を限度とする。
- (2) 履修可能な授業科目は、進学を希望する学術院（1 学術院に限る。）の授業科目とする。

（履修可能な大学院授業科目の指定）

- 4 履修可能な大学院の授業科目については、学術院等が指定する。

（学群における履修承認）

- 5 学群における大学院授業科目履修の承認は、次の手続により行う。

- (1) 学群等において選考のうえ、学群長が承認する。
- (2) 当該学群長は、履修を承認した学生について、当該学生が履修を希望する授業科目を開設する学術院長に通知する。

（大学院における履修許可）

- 6 大学院における授業科目履修の許可は、次の手続により行う。

- (1) 前項において学群長から通知を受けた当該学術院長は、当該学術院において選考のうえ、大学院における授業科目履修の可否を決定する。
- (2) 当該学術院長は、選考結果を当該学群長に通知する。
- (3) 学術院長から通知を受けた当該学群長は、可と判定された学群学生に対し、別記様式第 2 号の許可書を交付するものとする。

（修得単位の取扱い）

- 7 本取扱いにより履修し修得した単位は、本大学院入学後に単位を授与するものとし、授与した単位は、本大学院入学後、当該学術院の規定に基づき、本大学院の修了の要件となる単位として認定する。

（その他）

- 8 本取扱いにより学群の学生が大学院の授業科目を履修するに当たっては、国立大学法人筑波大学科目等履修生細則（平成 17 年法人細則第 24 号）にかかわらず、大学院の科目等履修生として履修したものとして取り扱うものとする。

- 9 本取扱いにおける規定に基づき、学群又は学術院において個別の取扱いを定めるときは、副学長（教育を担当する副学長。以下この項において同じ。）、関係学群長及び関係学術院長等において協議のうえ、副学長の承認を得るものとする。

#### 附 記（令 2. 2. 18）

- 1 この決定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 15 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科並びに当該研究科の専攻及び学位プログラムに係る第 1 項、第 3 項から第 7 項まで及び第 9 項の規定の適用については、この決定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

